

和光市まちづくり条例施行規則新旧対照表

改正後			改正前								
<p>(境界)</p> <p><u>第 18 条 条例第 37 条の 2 第 2 項及び第 48 条の 10 第 2 項の規則で定める基準は次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>コンクリート若しくはこれに類するもので造った境界杭又は金属で造った境界標識を使用し、容易に動かないよう強固に固定すること。</u></p> <p>(2) <u>境界杭又は境界標識は通行等の妨げとならない場所に設置すること。</u></p> <p>(ごみ集積所)</p> <p><u>第 19 条 条例第 38 条及び第 48 条の 11 の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ごみの集積所の構造等は、次のとおりとすること。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>戸数が 30 以上の場合 (一戸建ての住宅を除く。)</u> にあっては、<u>周囲を壁等で囲い、並びに屋根及び扉を設けること。この場合における扉については、引き戸とし、その開口の有効幅は 1 メートル以上、かつ、高さは 1.8 メートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>戸数が 5 以上 30 未満の場合 (一戸建ての住宅を除く。)</u> にあっては、<u>イに規定する構造又は道路に接する面を除く周囲を高さ 1 メートル以上のブロック等で囲い、かつ、動物等によるごみの散乱を防止するためのネット等を設置すること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>一戸建ての住宅の戸数が 5 以上の場合にあっては、イに規定する構造又は道路に接する面を除く周囲を高さ 1 メートル以上のブロック等で囲い、かつ、動物等によるごみの散乱を防止するためのネット等を設置すること。この場合において、戸数が 21 以上の場合にあっては、原則として戸数を 20 で除した数 (1 未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げた数) のごみ集積所を設けること。</u></p> <p>(駐車場)</p> <p><u>第 20 条 条例第 39 条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の設置台数は、次の表の左欄に掲げる予定建築物等の用途の区分に応じ、同表中欄に掲げる自動車の駐車場の設置台数並びに同表右欄に掲げる自動二輪車 (原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。) 及び自転車の駐車場の設置台数とすること。</u></p>			<p>(ごみ集積所)</p> <p><u>第 18 条 条例第 38 条及び第 48 条の 11 の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ごみの集積所の構造は、次のとおりとすること。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>戸数が 30 以上の場合にあっては、周囲を壁等で囲い、並びに屋根及び扉を設けること。この場合における扉については、引き戸とし、その開口の有効幅は 1 メートル以上、高さは 1.8 メートル以上とすること。</u></p> <p>ウ <u>戸数が 5 以上 30 未満の場合にあっては、イに規定する構造又は道路に接する一の面を除いた三方をブロック等により 1 メートル以上の高さで囲い、かつ、動物等によるごみの散乱を防止するためのネット等を設置すること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(駐車場)</p> <p><u>第 19 条 条例第 39 条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の設置台数は、次の表の左欄に掲げる予定建築物等の用途の区分に応じ、同表中欄に掲げる自動車の駐車場の設置台数並びに同表右欄に掲げる自動二輪車 (原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。) 及び自転車の駐車場の設置台数とすること。</u></p>								
<table border="1"> <tr> <td>予定建築物等の用途</td> <td>自動車 の駐車 場の設 置台数</td> <td>自動二輪 車及び自 転車の駐 車場の設 置台数</td> </tr> </table>	予定建築物等の用途	自動車 の駐車 場の設 置台数	自動二輪 車及び自 転車の駐 車場の設 置台数			<table border="1"> <tr> <td>予定建築物等の用途</td> <td>自動車 の駐車 場の設 置台数</td> <td>自動二輪 車及び自 転車の駐 車場の設 置台数</td> </tr> </table>	予定建築物等の用途	自動車 の駐車 場の設 置台数	自動二輪 車及び自 転車の駐 車場の設 置台数		
予定建築物等の用途	自動車 の駐車 場の設 置台数	自動二輪 車及び自 転車の駐 車場の設 置台数									
予定建築物等の用途	自動車 の駐車 場の設 置台数	自動二輪 車及び自 転車の駐 車場の設 置台数									

集合住宅（一戸当たりの専用面積が50平方メートル未満のものを除く。）	(略)
一戸当たりの専用面積が50平方メートル未満の集合住宅	
(略)	

備考 (略)

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、外来者用の自動車の駐車を、予定建築物等の用途が戸数が30未満の集合住宅（一戸当たりの専用面積が50平方メートル未満のものを除く。以下この号において同じ。）の場合にあっては1台以上、戸数が30以上の集合住宅の場合にあっては2台以上設置すること。

(4) 予定建築物等の用途が一戸当たりの専用面積が50平方メートル未満の集合住宅の場合にあっては、外来者用の自動車の駐車を1台以上設置すること。

(5) 自動車の駐車場（車いすを使用している者の用に供するためのものを除く。）は、1台当たりの区画について幅2.3メートル、奥行き5メートルを標準とし、その境界を明示すること。ただし、機械式駐車装置を用いる自動車の駐車場の場合その他市長が認める場合は、この限りでない。

(6) 自動二輪車及び自転車の駐車場は、自動二輪車の1台当たりの区画については幅1.0メートル、奥行き2.3メートル、自転車の1台当たりの区画については幅0.6メートル、奥行き1.9メートルを標準とし、それぞれの駐車場の区域を明示すること。ただし、機械式駐車装置を用いる自動二輪車及び自転車の駐車場の場合その他市長が認める場合は、この限りでない。

(7)・(8) (略)

(9) ハーモニカ式駐車場（1台当たりの区画と前面道路の間に車路がなく、かつ、当該区画から前面道路へ直接出入りできる形状の駐車場をいう。）を設置する場合は、連続する1台当たりの区画の数の上限は2台とすること。

第21条～第23条 (略)

(集会施設)

第24条 (略)

(1)～(3) (略)

(家族向け住戸の設置)

第24条の2 条例第45条の2の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 家族向け住戸の割合は、建築を行う集合住宅の戸数の2分の1以上とすること。

(2) 家族向け住戸の専用面積は、当該住戸の外壁及び界壁の中心線で囲われた部分（ベランダ、バルコニー等の部分を除く。）で算出すること。

第25条～第32条 (略)

集合住宅（一戸当たりの占有面積が35平方メートル未満のものを除く。）	(略)
一戸当たりの占有面積が35平方メートル未満の集合住宅	
(略)	

備考 (略)

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、外来者用の自動車の駐車を、予定建築物等の用途が戸数が30未満の集合住宅（一戸当たりの占有面積が35平方メートル未満のものを除く。以下この号において同じ。）の場合にあっては1台以上、戸数が30以上の集合住宅の場合にあっては2台以上設置すること。

(4) 予定建築物等の用途が一戸当たりの占有面積が35平方メートル未満の集合住宅の場合にあっては、外来者用の自動車の駐車を1台以上設置すること。

(5) 自動車の駐車場（車いすを使用している者の用に供するためのものを除く。）は、1台当たりの区画について幅2.3メートル、奥行き5メートルを標準とし、その境界を明示すること。ただし、機械式駐車装置を用いる自動車の駐車場の場合は、この限りでない。

(6) 自動二輪車及び自転車の駐車場は、自動二輪車の1台当たりの区画については幅1.0メートル、奥行き2.3メートル、自転車の1台当たりの区画については幅0.6メートル、奥行き1.9メートルを標準とし、それぞれの駐車場の区域を明示すること。ただし、機械式駐車装置を用いる自動二輪車及び自転車の駐車場の場合は、この限りでない。

(7)・(8) (略)

第20条～第22条 (略)

(集会施設)

第23条 (略)

(1)～(3) (略)

第24条～第31条 (略)

別表第2（第8条関係）

開発行為等事前（小規模開発行為等）協議書添付図書

項	添付図書	明示すべき事項	備考
1	位置図	方位、縮尺及び開発行為等を行う区域の境界	
2	現況図	方位、縮尺、地形、開発行為等を行う区域の境界、開発行為等を行う区域内及び開発行為等を行う区域の周辺の公共施設並びに切土又は盛土を行う部分の表土の状況並びに和光市緑の保護および緑化推進に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）第2条第2号アからエまでに規定する要件のいずれかに該当する樹木及び湧水の位置	
3	求積図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の面積、道路の面積、公園、緑地又は広場の面積及び建築物等の敷地の面積	
4	土地利用計画図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、公共施設の位置及び形状、消防水利施設、雨水の浸透施設又は貯留施設、ごみの集積所、駐車場、交通安全施設、緑化区域及び広報掲示板の位置、建築物等の敷地の形状並びに建築物等の位置及び用途、管理人室の位置	
5	造成計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員及び勾配、ベンチマークの位置及び高さ、計画地盤高並びに断面の位置及び符号	

6	造成計画断面図	縮尺、切土又は盛土をする前後の地盤面、のり面勾配及び擁壁等の工作物	
7	建築物の各階平面図	方位、縮尺、各室の用途、寸法及び専用面積	専用面積は、当該住戸の外壁及び界壁の中心線で囲われた部分（ベランダ、バルコニー等の部分を除く）で算出すること。
8	建築物の立面図	縮尺、軒の高さ及び建築物の高さ	2面以上明示すること。
9	建築物の断面図	縮尺、軒の高さ及び建築物の高さ	2面以上明示すること。
10	特定工作物又は産業廃棄物処理施設の配置図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界並びに特定工作物又は産業廃棄物処理施設の位置及び用途	
11	特定工作物の平面図又は横断面図	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法	
12	擁壁の断面図	縮尺、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置、材料及び寸法、伸縮目地の位置及び構造並びに水抜孔の位置及び内径寸法	
13	道路計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、測点、距離、計画地盤高、勾配並びに道路側溝、集水ます等の道路構造物の位置及び種類	
14	道路横断面図	縮尺、路盤、基層及び表層の構成、道路	

		側溝の位置、形状及び寸法並びに埋設管の位置、形状及び寸法	
1 5	道路計画縦断面図	縮尺、測点、単距離、追加距離、地盤高、計画地盤高、勾配及び基準線	
1 6	道路構造物構造図	縮尺及び道路側溝、集水ます等の道路構造物の構造	
1 7	給水施設計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	
1 8	給水施設構造図	縮尺、止水栓、仕切弁、排泥弁、本管接続部等の構造及び寸法、宅地等への給水引込管の構造及び寸法仕切弁	
1 9	給水施設計画縦断面図	縮尺、距離、計画地盤高、管径、土被り、止水栓の種類、仕切弁の種類、排泥弁、位置及び高さ、形状	
2 0	公園等計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、公園、緑地又は広場の位置、形状及び面積並びに出入口、公園、緑地又は広場の名称を記した表示板、可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等及び雨水等を排出するための施設の位置及び形状	
2 1	公園等施設構造図	縮尺並びに公園、緑地又は広場の名称を記した表示板、可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等及び雨水等を排出するための施設の構造	
2 2	排水施設計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、排水区域の境界、経路、距離、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、ます一覧及び放流先の名称並びに雨	

		水の浸透施設又は貯留施設の位置及び形状	
2 3	排水施設構造図	縮尺、雨水及び汚水の流量計算、人孔、汚水ます、排水ます、本管接続部等の構造及び寸法並びに雨水の浸透施設又は貯留施設の構造、寸法及び容量計算	
2 4	排水施設計画縦断面図	縮尺、測点、距離、計画地盤高、勾配、基準線、管径、土被り、管底高、人孔の種類、位置及び高さ並びに雨水の浸透施設又は貯留施設の形状	
2 5	消防水利施設計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界及び消防水利施設の位置	
2 6	消防水利施設構造図	縮尺、消防水利施設の構造及び寸法	
2 7	ごみ集積所計画平面図	方位、縮尺並びにごみの集積所の寸法及び求積	
2 8	ごみ集積所計画断面図	縮尺、仕上げ、ブロック高等及び扉の開口の高さ	
2 9	駐車場計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界並びに駐車場の位置及び寸法	
3 0	駐車場構造図	機械式駐車装置の構造、寸法	機械式駐車装置を計画した場合に添付すること。
3 1	駐車場の利用計画書		
3 2	緑化計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、緑化区域の位置、保護する既存樹木の位置、本数及び種類、植栽する樹木その他の植物の種類並びに植栽する樹木の本数	

3 3	緑化求積図	方位、縮尺及び緑化区域の面積	
3 4	防災備蓄倉庫計画 平面図	方位、縮尺並びに防災備蓄倉庫の寸法及 び求積	
3 5	防災備蓄倉庫計画 断面図	縮尺及び天井の高さ	
3 6	集会施設計画平面 図	方位、縮尺並びに集会施設の寸法及び求 積	
3 7	集会施設計画断面 図	縮尺及び天井の高さ	
3 8	その他市長が必要 と認める図書		

注意 上記図書のうち、他の図書と併記して用いることができるものは、他の図書と併用することができる。

別表第3（第10条関係）

開発行為等協議書添付図書

項	添付図書	明示すべき事項	備考
1	土地についての登記事項証明書又はその写し		開発行為等協議書提出時6月以内のものであること。
2	土地の所有者の同意書		開発行為等を行う者と当該開発行為等を行う区域内の土地の所有者が異なる場合に添付すること。
3	位置図	方位、縮尺及び開発行為等を行う区域の境界	
4	現況図	方位、縮尺、地形、開発行為等を行う区域の境界、開発行為等を行う区域内及び開発行為等を行う区域の周辺の公共施設並びに切土又は盛土を行う部分の表土の状況並びに和光市緑の保護および緑化推進に関する条例施行規則第2条第2号アからエまでに規定する要件のいずれかに該当する樹木及び湧水の位置	
5	公図の写し	方位、縮尺及び開発行為等を行う区域の境界	
6	求積図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の面積、道路の面積、公園、緑地又は広場の面積及び建築物等の敷地の面積	
7	土地利用計画図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、公共施設の位置及び形状、消防水利施設、雨水の浸透施設又は貯留施設、ごみの集積所、駐車場、交通安全施設、緑	

		化区域及び広報掲示板の位置、建築物等の敷地の形状並びに建築物等の位置及び用途	
8	造成計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員及び勾配、ベンチマークの位置及び高さ、計画地盤高並びに断面の位置及び符号	
9	造成計画断面図	縮尺、切土又は盛土をする前後の地盤面、のり面勾配及び擁壁等の工作物	
10	建築物の各階平面図	方位、縮尺、各室の用途、寸法及び専用面積	専用面積は、当該住戸の外壁及び界壁の中心線で囲われた部分（ベランダ、バルコニー等の部分を除く）で算出すること。
11	建築物の立面図	縮尺、軒の高さ及び建築物の高さ	2面以上明示すること。
12	建築物の断面図	縮尺、軒の高さ及び建築物の高さ	2面以上明示すること。
13	特定工作物又は産業廃棄物処理施設の配置図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界並びに特定工作物又は産業廃棄物処理施設の位置及び用途	
14	特定工作物の平面図又は横断面図	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法	
15	擁壁の断面図	縮尺、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設	

		<p>置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置、材料及び寸法、伸縮目地の位置及び構造並びに水抜孔の位置及び内径寸法</p>	
1 6	道路計画平面図	<p>方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、測点、距離、計画地盤高、勾配並びに道路側溝、集水ます等の道路構造物の位置及び種類</p>	
1 7	道路横断面図	<p>縮尺、路盤、基層及び表層の構成、道路側溝の位置、形状及び寸法並びに埋設管の位置、形状及び寸法</p>	
1 8	道路計画縦断面図	<p>縮尺、測点、単距離、追加距離、地盤高、計画地盤高、勾配及び基準線</p>	
1 9	道路構造物構造図	<p>縮尺及び道路側溝、集水ます等の道路構造物の構造</p>	
2 0	給水施設計画平面図	<p>方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置</p>	
2 1	給水施設構造図	<p>縮尺、止水栓、仕切弁、排泥弁、本管接続部等の構造及び寸法、宅地等への給水引込管の構造及び寸法仕切弁</p>	
2 2	給水施設計画縦断面図	<p>縮尺、距離、計画地盤高、管径、土被り、止水栓の種類、仕切弁の種類、排泥弁、位置及び高さ、形状</p>	
2 3	公園等計画平面図	<p>方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、公園、緑地又は広場の位置、形状及び面積並びに出入口、公園、緑地又は広場の名称を記した表示板、可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等及び雨水等を排出するための施設の位置及び形状</p>	

2 4	公園等施設構造図	縮尺並びに公園、緑地又は広場の名称を記した表示板、可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等及び雨水等を排出するための施設の構造	
2 5	排水施設計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、排水区域の境界、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、経路、距離、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、ます一覧及び放流先の名称並びに雨水の浸透施設又は貯留施設の位置及び形状	
2 6	排水施設構造図	縮尺、雨水及び汚水の流量計算、人孔、汚水ます、排水ます、本管接続部等の構造及び寸法並びに雨水の浸透施設又は貯留施設の構造、寸法及び容量計算	
2 7	排水施設計画縦断面図	縮尺、測点、距離、計画地盤高、勾配、基準線、管径、土被り、管底高、人孔の種類、位置及び高さ並びに雨水の浸透施設又は貯留施設の形状	
2 8	消防水利施設計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界及び消防水利施設の位置	
2 9	消防水利施設構造図	縮尺、消防水利施設の構造及び寸法	
3 0	ごみ集積所計画平面図	方位、縮尺並びにごみの集積所の寸法及び求積	
3 1	ごみ集積所計画断面図	縮尺、仕上げ、ブロック高等及び扉の開口の高さ	
3 2	駐車場計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界並びに駐車場の位置及び寸法	
3 3	駐車場構造図	機械式駐車装置の構造、寸法	機械式駐車装置を計

			画した場合に添付すること。
3 4	駐車場の利用計画書		
3 5	緑化計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、緑化区域の位置、保護する既存樹木の位置、本数及び種類、植栽する樹木その他の植物の種類並びに植栽する樹木の本数	
3 6	緑化求積図	方位、縮尺及び緑化区域の面積	
3 7	防災備蓄倉庫計画平面図	方位、縮尺並びに防災備蓄倉庫の寸法及び求積	
3 8	防災備蓄倉庫計画断面図	縮尺及び天井の高さ	
3 9	集会施設計画平面図	方位、縮尺並びに集会施設の寸法及び求積	
4 0	集会施設計画断面図	縮尺及び天井の高さ	
4 1	その他市長が必要と認める図書		

注意 上記図書のうち、他の図書と併記して用いることができるものは、他の図書と併用することができる。

様式第1号(第3条関係)

地区まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

和光市長 様

代表者 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

地区まちづくり協議会としての認定を受けたいので、和光市まちづくり条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

地区まちづくり協議会 の 名 称	
地 区 の 範 囲	
地 区 の 面 積	m ²
地区内の地区住民等の数	人
構 成 員 の 数	人
設 立 の 目 的	
活 動 の 予 定	

添付図書

- 1 団体の規約又はこれに類するもの
- 2 団体の代表者、役員及び構成員の名簿
- 3 地区の区域を示す図面
- 4 地区住民等のおおむね3分の1以上が構成員であることを証する書面
- 5 その他市長が必要と認めるもの

様式第3号(第3条関係)

地区まちづくり協議会解散届出書

年 月 日

和光市長 様

代表者 住所
氏名
電話番号

担当者： (連絡先)

地区まちづくり協議会を解散したので、和光市まちづくり条例第7条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

地区まちづくり協議会 の 名 称	
解 散 年 月 日	年 月 日
解 散 の 理 由	

様式第5号(第5条関係)

開発行為等計画書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等を行いたいので、和光市まちづくり条例第17条の規定により、次のとおり提出します。

開発行為等の場所	和光市					
設計者	住所 氏名 電話番号					
工事施行者	住所 氏名 電話番号					
開発行為等の種別	1 開発行為等を行う区域の面積が500m ² 以上のもの 2 中高層建築物の建築 3 戸数が15以上の建築物の建築					
開発行為等の区域	面積	m ²	区画数	最低敷地面積	m ²	
建築物	主要用途	(1 賃貸借 2 分譲)				
	戸数	住宅 戸(家族向け住戸 戸) 店舗 戸・事務所 戸 その他() 戸・計 戸				
	棟数	棟	階数	地上	階・地下	階
	高さ	m		構造	造	
	建築面積	m ²		延べ面積	m ²	
特定工作物又は産業廃棄物処理施設	概要					
予定工事期間	年 月 日～ 年 月 日					

注意

- 1 開発行為等を行う者、代理人又は工事施行者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第6号(第6条関係)

開発行為等計画標識						
開発行為等の場所	和光市					
開発行為等の区域	面積	m ²	区画数		最低敷地面積	m ²
建築物	主要用途	()				
	戸数	住宅 戸(家族向け住戸 戸)				
		店舗 戸・事務所 戸				
		その他() 戸・計 戸				
	棟数	棟	階数	地上	階・地下	階
高さ	m		構造	造		
建築面積	m ²		延べ面積	m ²		
予定工事期間	年 月 日～ 年 月 日					
開発行為等を行う者	住所 氏名					
開発行為等を行う者の代理人	住所 氏名					
設計者	住所 氏名					
工事施行者	住所 氏名					
標識設置年月日	年 月 日					
<p>この標識は、和光市まちづくり条例第18条第1項の規定により設置するものです。 この内容についてのお問い合わせは、次の連絡先をお願いします。</p> <p>連絡先 住所 氏名 電話番号</p>						

80センチメートル以上

100センチメートル以上

注意

- 1 開発行為等を行う者、開発行為等を行う者の代理人又は工事施行者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 特定工作物の建設又は産業廃棄物処理施設の設置を行う場合にあつては、その概要を追加してください。
- 3 材料は、木板又は金属板としてください。

様式第7号(第6条関係)

開発行為等計画標識設置届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等の内容を明示した標識を設置したので、和光市まちづくり条例第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等の場所	和光市
標識設置年月日	年 月 日
標識に記載した連絡先	住所 氏名 電話番号

注意

- 1 開発行為等を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 この届出書には、次に掲げるものを添付してください。
 - (1) 標識に記載した内容を示した書面
 - (2) 標識を設置した場所を示した図面
 - (3) 標識を設置した写真

近隣住民等説明結果報告書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号

代理人 住所
氏名
電話番号

担当者： (連絡先)

近隣住民等に対する説明の結果について、和光市まちづくり条例第19条第3項・第25条第4項の規定により、次のとおり報告します。

開発行為等の場所	和光市		
説明会開催日時			
説明会開催場所	和光市	出席者数	人
説明者	住所 氏名 電話番号		
説明に使用した資料(1~3は必須)	1 条例第19条から第21条までの規定について説明した書面 2 開発行為等の概要を示した書面 3 土地利用計画図 4 建築物の各階平面図 5 建築物の立面図 6 日影図 7 造成計画平面図 8 造成計画断面図 9 その他()		
説明結果の要旨	近隣住民等の意見・要望等		
	近隣住民等の意見・要望等に対する回答		
説明状況等	別紙近隣住民等説明状況一覧表のとおり		

注意

- 1 開発行為等を行う者、代理人又は説明者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。
- 3 この報告書には、次に掲げるものを添付してください。
 - (1) 説明会、訪問等により近隣住民等に配付した資料
 - (2) 説明会の状況の要旨を記録した書面

様式第9号(第8条関係)

開発行為等事前(小規模開発行為等)協議書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等について事前協議(小規模開発行為等について協議)したいので、和光市まちづくり条例第20条第1項(条例第48条の3第1項)の規定により、次のとおり提出します。

開発行為等(小規模開発行為等)の場	所	和光市				
設計者	住所 氏名 電話番号					
工事施行者	住所 氏名 電話番号					
開発行為等(小規模開発行為等)の種別	1 開発行為等を行う区域の面積が500m ² 以上のもの 2 中高層建築物の建築 3 戸数が15以上の建築物の建築 4 開発行為等を行う区域の面積が300m ² 以上500m ² 未満のもの(2及び3に該当するものを除く。) 5 道路の位置の指定を受けて行うもの					
開発行為等(小規模開発行為等)の区域	面積	m ²	区画数		最低敷地面積	m ²
	区域区分	1 市街化区域		2 市街化調整区域		
	用途地域			防火地域	1 有	2 無
	高度地区の高さの最高限度	1 25m	2 35m	3 無		
その他の法令等に基づく地域等						
建築物	主要用途	(1 賃貸借 2 分譲)				
	戸数	住宅 戸(家族向け住戸 戸)		店舖 戸・事務所 戸		
		その他()		戸・計 戸		
	棟数	棟	階数	地上	階・地下	階
	高さ	m	構造	造	建築面積	m ²
延べ面積	m ²	建ぺい率	%	容積率	%	

特定工作物又は産業廃棄物処理施設	概要						
法令等に基づき必要な許可申請等	1 開発行為の許可 2 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 3 建築物の建築等に関する確認(工作物への準用を含む。) 4 産業廃棄物処理施設の設置の許可 5 その他()						
予定工事期間	年 月 日～ 年 月 日						
道路	道路後退部分	面積	m ²	新設部分	面積	m ²	
給水施設	供給水管	口径	mm	受水槽	容積	m ³	
	計画使用水量	m ³ /日					
公園、緑地又は広場	種類	番号	面積	番号	面積	計	
	公園		m ²		m ²	m ²	
	緑地		m ²		m ²	m ²	
	広場		m ²		m ²	m ²	
合計							m ²
下水道	汚水	口径	mm	放流先			
	雨水	浸透トレンチの長さ	m	放流先			
	容量	m ³					
消防水利施設	防火水槽	m ³	基	消火栓	基		
ごみ集積所	設置面積	m ²					
	扉の開口	幅	m・高さ				m
駐車場	自動車	台	自動二輪車	台	自転車	台	
交通安全施設	道路反射鏡	基・街路灯			基		
	その他()						
自然環境への配慮等							
緑化区域	地面	樹木	m ² =A				
		芝その他の地被植物					
		駐車場以外	m ² (×0.9=	m ² =B)			
	駐車場	m ² (×0.5=	m ² =C)				
屋上	m ² (×0.7=		m ² =D)				
計	m ² (A+B+C+D=					m ²)	
電波障害対策	1 有 2 無						
防災備蓄倉庫	設置面積	m ²	天井の高さ	m			
集会施設	床面積	m ²					
広報掲示板	1 有 2 無						
現場管理等							

注意

- 1 小規模開発行為等については、特定工作物又は産業廃棄物処理施設、公園、緑地又は広場、消防水利施設、駐車場、交通安全施設、緑化区域、電波障害対策、防災備蓄倉庫、集会施設、広報掲示板の欄の記載は不要です。
- 2 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者、代理人又は工事施行者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第11号(第10条関係)

開発行為等協議書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等について協議したいので、和光市まちづくり条例第23条の規定により、次のとおり提出します。

開発行為等の場所	和光市					
設 計 者	住所 氏名 電話番号					
工 事 施 行 者	住所 氏名 電話番号					
開発行為等の種別	1 開発行為等を行う区域の面積が500m ² 以上のもの 2 中高層建築物の建築 3 戸数が15以上の建築物の建築					
開発行為等の区域	面 積	m ²	区画数		最低敷地面積	m ²
開発行為等事前協議書から変更した内容						
建 築 物	主要用途	(1 賃貸借 2 分譲)				
	戸 数	住宅 戸(家族向け住戸 戸) 店舗 戸・事務所 戸 その他() 戸・計 戸				
	棟 数	棟	階 数	地上	階・地下	階
	高 さ	m	構 造	造	建築面積	m ²
	延べ面積	m ²	建ぺい率	%	容 積 率	%

特定工作物又は産業廃棄物処理施設	概要							
法令等に基づき必要な許可申請等	1 開発行為の許可 2 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 3 建築物の建築等に関する確認(工作物への準用を含む。) 4 産業廃棄物処理施設の設置の許可 5 その他()							
予定工事期間	年 月 日～			年 月 日				
道路	道路後退部分	面積	m ²	新設部分	面積	m ²		
給水施設	供給水管	口径	mm	受水槽	容積	m ³		
	計画使用水量	m ³ /日						
公園、緑地又は広場	種類	番号	面積	番号	面積	計		
	公園		m ²		m ²	m ²		
	緑地		m ²		m ²	m ²		
	広場		m ²		m ²	m ²		
合計								m ²
下水道	汚水	口径	mm		放流先			
	雨水	浸透トレンチの長さ	m	容量	m ³	放流先		
消防水利施設	防火水槽	m ³	基	消火栓	基			
ごみ集積所	設置面積	m ²						
	扉の開口	幅	m・高さ					m
駐車場	自動車	台	自動二輪車	台	自転車	台		
交通安全施設	道路反射鏡	基・街路灯				基		
その他()								
自然環境への配慮等								
緑化区域	地面	樹木	m ² =A					
		芝その他の地被植物						
		駐車場以外	m ² (×0.9=	m ² =B)				
	駐車場	m ² (×0.5=	m ² =C)					
屋上	m ² (×0.7=					m ² =D)		
計	m ² (A+B+C+D=						m ²)	
電波障害対策	1 有 2 無							
防災備蓄倉庫	設置面積	m ²	天井の高さ	m				
集会施設	床面積	m ²						
広報掲示板	1 有 2 無							
現場管理等								

注意

- 1 開発行為等を行う者、代理人又は工事施行者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第12号(第10条関係)

指導書に対する見解書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

年 月 日付け第 号で交付を受けた指導書に対する見解について、和光市まちづくり条例第23条の規定により、次のとおり提出します。

開発行為等の場所	和光市
指導事項	指導内容に対する見解

注意 開発行為等を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第13号(第11条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)変更協議書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)の内容を変更したいので、和光市まちづくり条例第25条第1項(条例第48条の5)の規定により、その承認を求めます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付) 年月日・番号	年 月 日 第 号	
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市	
変 更 の 内 容	変更後	変更前
変 更 の 理 由		

注意 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第16号(第12条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)工事着手届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)に係る工事に着手したので、和光市まちづくり条例第27条(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
工事の着手年月日	年 月 日
工事の完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	住所 氏名 電話番号

注意 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第17号(第13条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)工事完了届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)に係る工事が完了したので、和光市まちづくり条例第29条第1項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場 所	和光市
工事の完了年月日	年 月 日

注意

- 1 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 この届出書には、竣工図を添付してください。

様式第20号(第13条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)是正工事完了届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

是正の工事が完了したので、和光市まちづくり条例第29条第3項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
是正工事の完了年月日	年 月 日
是正工事の内容	

注意

- 1 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 この届出書には、次に掲げるものを添付してください。
 - (1) 竣工図
 - (2) 是正したことを証する写真

様式第21号(第14条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)廃止届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)を廃止したので、和光市まちづくり条例第31条第1項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定の締結(小規模開発行為等に関する合意書の交付)状況	1 締結(年 月 日 第 号) 2 未締結
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
廃止の理由	
現場の状況	

注意

- 1 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第22号(第15条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)地位承継届出書

年 月 日

和光市長 様

承継人 住所

氏名

電話番号

担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者について一般承継があったので、和光市まちづくり条例第32条第2項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定の締結(小規模開発行為等に関する合意書の交付)状況	1 締結(年 月 日 第 号) 2 未締結
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
被承継人	住所 氏名
権原取得年月日	年 月 日
承継の理由	

注意

- 1 承継人又は被承継人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第23号(第15条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)地位承継承認申請書

年 月 日

和光市長 様

承継人 住所

氏名

電話番号

担当者： (連絡先)

和光市まちづくり条例第32条第3項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、開発行為等(小規模開発行為等)を行う者の地位の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

開発行為等に関する協定の締結(小規模開発行為等に関する合意書の交付)状況	1 締結(年 月 日 第 号) 2 未締結
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
被 承 継 人	住所 氏名 電話番号
権原取得年月日	年 月 日
承 継 の 理 由	

注意

- 1 承継人又は被承継人が法人である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。
- 3 この申請書には、権限を取得したことを証する書面を添付してください。

様式第26号(第27条関係)

あっせん申出書

年 月 日

和光市長 様

申出者 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

紛争の調整を求めたいので、和光市まちづくり条例第53条第2項の規定により、次のとおりあっせんに申し出ます。

開発行為等の場所	和光市
あっせんに求める相手方	住所 氏名
あっせんに求める事項	
交渉経過の概要	
その他参考となる事項	

注意 申出者又はあっせんに求める相手方が法人である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第27号(第27条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

あっせん決定通知書

年 月 日付けで申出のあったあっせんについて、和光市まちづくり条例第53条第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	あっせんを行う・あっせんを行わない
開発行為等の場所	和光市
あっせんの相手方	住所 氏名

あっせんを行うと決定した場合

あっせんを行う日時	年 月 日 午前・午後 時 分
あっせんを行う場所	

あっせんを行わないと決定した場合

あっせんを行わないこととする理由	
------------------	--

様式第28号(第27条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

あっせん実施通知書

年 月 日付で から申出のあったあっせんについて、和光市まちづくり条例第53条第1項の規定に基づき、次のとおりあっせんを行うことと決定したので、出席されるよう通知します。

開発行為等の場所	和光市
あっせんの相手方	住所 氏名
あっせんを行う日時	年 月 日 午前・午後 時 分
あっせんを行う場所	

様式第29号(第27条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

あっせん打切通知書

年 月 日付け第 号で行うことと決定したあっせんについて、和光市まちづくり条例第53条第5項の規定により、次のとおりあっせんを打ち切ったので通知します。

開発行為等の場所	和光市
あっせんの相手方	住所 氏名
あっせんの打切りの理由	

様式第30号(第28条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

調停移行勧告書

年 月 日付け第 号であっせんを打ち切った紛争について、和光市まちづくり条例第54条第1項の規定により、次のとおり調停に移行するよう勧告します。

つきましては、調停移行勧告回答書により 年 月 日までに回答してください。

開発行為等の場所	和光市
調停を求める相手方	住所 氏名

様式第31号(第28条関係)

調停移行勧告回答書

年 月 日

和光市長 様

住所

氏名

電話番号

担当者： (連絡先)

年 月 日付け第 号で勧告のあった調停への移行について、和光市まちづくり条例第54条第2項の規定により、次のとおり回答します。

調 停 移 行 の 諾 否	1 受諾する	2 受諾しない
受託しない場合は、その理由		

注意

- 1 法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第32号(第28条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

印

調停決定通知書

年 月 日付け第 号で移行するよう勧告した調停について、和光市まちづくり条例第54条第3項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	調停を行う ・ 調停を行わない
開発行為等の場所	和光市
調停の相手方	住所 氏名

調停を行うと決定した場合

調停を行う日時	年 月 日 午前・午後 時 分
調停を行う場所	

調停を行わないと決定した場合

調停を行わないこととする理由	
----------------	--

様式第33号(第28条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

調停案受諾勧告書

和光市まちづくり条例第54条第5項の規定により、次の調停案を受諾するよう勧告します。

つきましては、調停案受諾勧告回答書により 年 月 日までに回答してください。

開発行為等の場所	和光市
調 停 案	

様式第34号(第28条関係)

調停案受諾勧告回答書

年 月 日

和光市長 様

住所

氏名

電話番号

担当者： (連絡先)

年 月 日付け第 号で勧告のあった調停案の受諾について、和光市まちづくり条例第54条第6項の規定により、次のとおり回答します。

調 停 案 の 諾 否	1 受諾する	2 受諾しない
受諾しない場合は、その理由		

注意

- 1 法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第35号(第28条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

調停打切通知書

年 月 日付け第 号で行うことと決定した調停について、次のとおり調停を打ち切ったので、和光市まちづくり条例第54条第10項の規定により通知します。

開発行為等の場所	和光市
調停の相手方	住所 氏名
調停の打ち切りの理由	

様式第36号(第29条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

工事着手延期等要請書

工事の着手の延期等について、和光市まちづくり条例第56条の規定により、次のとおり要請します。

要 請 事 項	工事の着手の延期・工事の停止
開発行為等の場所	和光市
要 請 期 間	年 月 日～ 年 月 日
要請の内容及び理由	

様式第37号(第30条関係)

(表)

第 号	5 ・ 5 セ ン チ メ ー ト ル
身分証明書	
所属 職名 氏名	
上記の者は、和光市まちづくり条例第58条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証する。	
年 月 日	
和光市長	印
8.5センチメートル	

(裏)

和光市まちづくり条例(抜粋)
(立入検査等)
第58条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、開発行為等を行う者から当該開発行為等に係る工事その他の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該開発行為等を行う区域内に立ち入らせ、工事その他の行為の状況を検査させることができる。
2 前項の規定により市の職員が開発行為等を行う区域内に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。